『南山神学』44号(2021年3月)pp. 139-179.

最近のバチカンとジェンダー論の関係 ある公文書の背景と分析

ヤコブ・ライチャーニ

本稿では、2019 年の春に発布されたバチカンの公文書の一つである『「神は人を男と女に創造された」教育におけるジェンダーの課題に関する対話の道に向かって』("Male and female he created them": Towards a path of dialogue on the question of gender theory in education)』の分析と解説を目的とする。作成、公刊したのは、全世界のカトリック学校や神学校を統括している、教皇庁の部署の一つであるカトリック教育省(Congregation for Catholic Education)であるが、教理的な問題や生命倫理的な問題にも関わるとはいえ、教理省ではなくてこの教育省がその保証人であることは興味深い。世間やメディアでは近年ジェンダー論が重要なテーマであるが、バチカンの公文書でここまで直接的にそれに触れたのはほとんど初めてなのではないだろうか。その理由として考えられるのは、まず他の分野でもまだ合意が得られず、非常に敏感で論じにくい問題であること、それから、(精神)医学や心理学や教育学のどれをも超える極めて超分野的で複雑な問題であるのみならず、政治的な色彩を帯び、実際政治

¹ 日本語訳はカトリック中央協議会のウェブページからアクセスできる (https://www.cbcj.catholic.jp/wp-content/uploads/2020/02/20200428_29.pdf)。以下では「本文書」と略記する。欧米の数ヶ国語のテクストをバチカンの公式 HP で閲覧することが出来る。http://www.vatican.va/roman_curia/congregations/ccatheduc/documents/rc_con_ccatheduc_doc_20190202_maschio-e-femmina_en.pdf(最終閲覧2021年1月26日)。また,教育省のHPからでもアクセスできる(http://www.educatio.va/content/dam/cec/Documenti/19_0997_INGLESE.pdf)。ここでは,主に英訳を参考にしているが,明らかな誤りや(主語などが)不明な表現がところどころ見られるため,おそらく原文は別の言語で書かれたと考えられる。

的に利用されがちな問題でもあるということなどが挙げられる。日本では依然として比較的紹介されず、議論に上がらないテーマであるため、キリスト教的な視点からであろうとそうでなかろうと、ジェンダーという近代的、あるいはポストモダンな問題を少しでも紹介することにこの論文の意義がある。なお、より細かい提案をすることは本論文においては不可能であるため、今後の研究に委ねることとする。もともと筆者はこの文書の翻訳を目指していたが、既に刊行されたので代わりにコメントと文献紹介を目的としたい。

文書の紹介

最初に、文書全体に目を向けよう。英語版では31ページにわたり、全57条から成るこの文書は、上記のカトリック教育省によって一昨年の2019年2月2日に発布されたものである。後に触れるように、ジェンダー論は多種多様な角度から論じることはできるが、ここで取り上げられているのは明らかに医学的な、あるいは哲学的な意味での議論ではなく、教育現場に関わる非常に具体的な問題なのである。トランスジェンダーの人々の悩みが確かなものであることは否定できず、今まで提供されてきた様々な解決法は必ずしもその人々の悩みを緩和するわけではない。また、今まで十分に意識をしなかったためか、唯一彼ら、彼女ら2の声にならない叫びを聞き、その代表になっていたのはただ運動としてのLGBT(と通常呼ばれるもの)だったが、そこもまた必ずしもジェンダーの問題とこの運動のアジェンダがオーバーラップしているわけではない。一つのスローガンの元で一気に多くの問題。を解決しようとすると、その

² この呼び方はまさしくジェンダー論がめぐる一つの論点となっているだろう。「その人々」と書いたほうが望ましいかもしれない。ただ言語によってはこのような言い回しには限界がある。ここでは「その人々」という意味で使っている。

³ この文書自体も, 11 条や 13 条で性が生物学的な現実であるかどうかだけではなく, 突然性的指向にも触れ, トランスジェンダー問題にも触れ, さらに polyamory にも触れる。確かに, 分けて考えられない問題かもしれないが, テーマはあくまでも心の性と体

意義や重要性をより強く感じさせるのかもしれないが、結局のところ解決しないままで終わる問題や安っぽい解決法で片付ける問題もある。したがって、この文書が注意を向けているのは、大人の性別適合手術の可否や最近話題になっているスポーツ選手の性転換の問題ではなく、あくまでも成長途上にある子供の心の悩みのことだけである。大人の性自認の悩みの問題やジェンダーそのものの意味は別の機会に改めて評価する必要がある。また、社会全体の有様の批判というよりも、カトリック学校における方針が今回の対象である。そういう意味では、ジェンダーでなくても国家が教育の具体的な方向性を決めることができるか、どこまで恣意的に命じることができるか、という根本的な問題についての考察にもなる。公立の学校や他の種類の学校での性教育の批判もこれから別の文書において扱われる必要がある。その点には本文書の明確な限界が見られる。

以前、同性愛者への態度など、性の倫理に関して様々な指針が出されたが、 最近欧米で広く議論されているトランスジェンダーの人々が主張し、場合によって真に強く悩む問題については、しばらく正式な発言がなかった。つまり、 熱い議論が起きてからすぐではなく、落ち着いてじっくり様々な声を聞いてから、また、試された具体的な処理法の結果を見てから、十分な時間をとって発言するという懸命な反応だと理解することもできる。なにしろ、医学、心理学の分野でも研究成果は今でも足りないことは否めない。他方で、全くジェンダー論についての評価がバチカン側で今まで為されなかったわけでもない。例えば、2015 年 4 月 15 日の謁見時の講話の中で教皇フランシスコはその問題に触れている。4 そのほか、同性愛者が今まで受けなければならなかった蔑視や確か

の性であるならば、性的指向を置いておくべきであった。一部のジェンダーの問題は同性愛と共通しており、似た原因を持っていたとしても、全ての種類はその限りではない。また全ての同性愛者は自分のジェンダーに疑問を抱いているわけでもない。ただ、社会的な運動としては確かに力を合わせて、合同で活動をしていることがある。

⁴ https://www.cbcj.catholic.jp/2015/04/15/9187 を参照。最近の、家族をテーマにした世界 司教会議(シノドス) もその最終ドキュメントにおいてジェンダー論(厳密に言えばイ デオロギー)とその教育や家族、子供への影響を弾劾した(8条,2015年12月2日 付)。このシノドスの話し合いを受けて、この教皇は使徒的勧告『愛のよろこび』を執

な不利益を被ってきたことに対して謝罪をし、赦しを乞うたことでも知られているが、その対象者の中に(最近まで存在がさほど知られず、注目されてもいなかった)性別違和5の患者をも遡って含めて良いだろう。本文書でも教皇の発言からの引用が圧倒的に多い。6この指針が直接教皇の名の下で出版されていないとはいえ、バチカンの部署が出す書物は教皇から認可を受けることが慣例になっているから、その考え方と概ね合致していることが推察される。言うまでもなく、直接教理と関係はないのでその拘束力に限りがあり、不可謬であるというつもりはない。本来なら、もっと情報が集まり、かつ経験が深まってから反応し、価値判断し、指摘することも多いが、ある程度すぐ発言しないと手遅れになってしまう場合もあるので、何らかの形で反応せざるを得なかっただろう。なぜなら、ジェンダー論はただ個々人が自分のために決め、権利を求める問題にとどまらず、社会全体を変えようとし、多くに人々を巻き込み、影響を与えるような事柄だからである。それを最も待たずにいられなかったのは、まさに子供の教育の問題である。

続いて、文書の構造もまた面白い。教義的に定理を掲げることから始めるのではなく、問題意識と対話を強調することから入る。序文の後に、まず第1部である「耳を傾ける」(8-23条)という章が置かれている。それから、「推論する」(24-29条)の章が続く。最後に、「提案する」(30-59条)という第3部で締めくくる。残りの52-57条は結語である。前述のごとく、文書全体の対象は哲学的な議論や政治政策の批判ではなく、まず直接出会い、より大きな疑問を

筆するに至った。また、2016年10月2日にアゼルバイジャンからの帰りの飛行機内で行われた記者会見のインタビューでも似たような質問を受けて、反応している (http://www.vatican.va/content/francesco/en/speeches/2016/october/documents/papa -francesco 20161002 georgia-azerbaijan-conferenza-stampa.html を参照)。

⁵名称や定義は変わったとはいえ、未だに gender dysphoria として精神的疾患の一種と数えられている。一方で、昔の接し方は不親切だったと認め、謝れば、すぐに教会において何でも許されるというメッセージでもない。人間として誰をも温かく受け入れるべきであることは、過去には不十分であり、今や重要であると同時に、トランスジェンダーの人々の結婚や叙階などは相変わらず問題であり続けている。

⁶⁶⁸ の脚注のうち, 19 も教皇フランシスコの書物や発言からの引用がある。さらに, この 19 の中で 10 は使徒的勧告『愛のよろこび』からの引用が占めている。

引き起こす教育現場である。なぜなら、発達途上の若者はより傷つきやすく、 より左右されやすいからである。本当は大人が悩み、自由に考えた挙句に決め た性別変更なども大きな生命倫理的な課題であり政治的な問題であるけれど も、ここではもっと狭く未成年の教育、養成、指導に焦点が当てられている。 そのため、頻繁に登場する概念として(決定的な決断を下すことに代わって提 供される)「同伴」という語が見られる。医学界でも未だに答えられていない点 が多くあるのだから、科学的な議論は将来に任せ、このような短い文書でそれ に手を出す術もない。むしろ、ジェンダーに関する研究が依然として浅いから こそ、それを未成年の教育という環境で適用するわけにはいかないのである。 決して確固たる結果はどこにも出ていないし、ましてや、それをあたかも実験 であったかのように子供を対象にすることは多くの懸念を引き起こす。他の医 療現場のケースにおいても、子供に特別な配慮をし、例外的に扱うことが常な のである。すなわち、命を脅かす状況を除き、保護者の承諾が絶対必要な条件 となっており、それも保護者の希望に応えるのではなく、その未成年の子供の ためになると疑われる余地のない医療行為だけが対象となっている。人生を徹 底的に変えてしまう決意であれば、もし子供のインフォームド・コンセントを 待つことができ、まだ変化があるかもしれないから先延ばしにできるなら、そ の場合は無理矢理に行動しないのが原則なのである。

注意すべきなのは、多くの場合にこの文書は正しく gender theory と gender ideology を細かく区別し、7 特に後者のほうが疑問視されているということである。個々人の悩みはカウンセラーや霊的な指導や本人の「思慮の判断」(prudential judgment)に任せることが出来る部分もあるが、個人のジェンダーの悩みが学問のようなものになったり、社会運動のきっかけになったり、政治や経済と絡んだりするとなると、指導者・牧者として警戒を呼びかける態度を取ることが安易に想像がつく。特に今回の文書のように、成人が自由に自分

7例えば、2条と6条を参照。字数に限りがあるため、直接の引用は割愛することとする。

について決める話だけであれば、ただ批判的に「自由論」⁸ について論じることにとどまったかもしれないが、最近の否めない傾向として自分の性に関する価値観を未成年にまで勧め、押し付ける現象も見られるので、違う観点から、しかもより真剣にこの問題を扱う必要性が生じてきたことがこの文書の背景にある動機だと見受けられる。このようなケースが多いか少ないかによらず、個々人の悩みを一種の原則とし、それを元に教育全体のポリシーを変えることは反論されることが想像にかたくない。また、性別違和は教育において比較的に新しいテーマではあるものの、それ自体においてまた問題である「性教育」⁹ というより広い分野に関連しており、その分野自体も確かに近年大きな変化を遂げて、既にバチカンのいくつかの文書の対象にもなった。

言うまでもないが、その題目は創世記1章27節から取られた句であり、福音書にもイエスによって引用されている言葉である。10キリスト教的な人間論の基礎命題の一つとして31条以下で紹介され、簡単に分析されている。文法的に

0

⁸ ポストモダンな自由概念は例えば 19 条で批判されている。完全に自己を自分で形成するという考えに依拠しているものである。その自由論に基づけば、要求は現実を築いている。望みに叶わない現実は拒否されるということはその基本的な原理である。一方で、現代人が自由に求めていると思い込んでいることの多くは本当に自由なのか、あるいはむしろメディアなどによって無意識のうちに押し付けられていないか、ということについて考える必要がある。特に若者は間違いなくソーシャルネットワークなどから多大な影響を受けており、仲間や親の意見と期待に左右されやすいであろう。それほど決定的でない日常的な事柄は習慣的に扱われることもできるかもしれないが、一生の流れを変えてしまう決断はそれが大きければ大きいほど真に自由であるかどうかを問う必要がある。自由にはまず情報とそれを理解する力や結果を見越す力が必須条件である。

⁹性教育の条件については 56 条を参照。特に然るべき年齢や情緒的成熟,品位のあるやり方,またはプライバシー及び個々人の価値観が問題として指摘されている。最近の性教育の早期化および充実化が広く知られているが、家庭の価値観との衝突の問題もしばしば生じている。行き過ぎた性教育の事例は逆に反発を起こし、むしろジェンダー論への多くの人の懐疑を招いているのではなかろうか。

¹⁰ マタ 19:4 を参照。この聖句の解釈に関して、Laura C. PALADINO, "Sexuality, conjugality and procreation in the Bible," *Sexuality, Gender & Education*, ed. G. Brambilla – J. Tham, Bioethica 33, IF Press: Rome, 2018, 49-67 を参照(この論集にある他の論文も注目に値する)。ちなみに、この創世記への言及は本文での唯一の聖句である。不思議なことに、ヨハネ・パウロ 2 世の書物からの引用は複数あるにもかかわらず、そのタイトルも類似している"Man and Woman He Created Them: A Theology of the Body" [1986] への言及も、そこからの引用もどこにも見当たらない。

も面白い表現であり、最初に創られた人について「彼「=その人] (単数形) を「男と女」として創られたと述べられている。しかも、すぐその次の節にお いて神が複数形で「彼ら」(=人間)を祝福し、最初の命令として繁殖し増える ように命じたとある(創5:1-2も参照)。それは言うまでもなく、人間と他の動 物を区別する点ではなく、むしろ生物学の基本的な原則である。11 その理由と 目的とされているのは、どの人間も(罪による堕落の以前から!)基本的に不 完全なものであり、孤独な存在であるとともに、他者へと開かれて、特に反対 の性別の存在者と深く相互補完的であることを根拠づけることである。その延 長線で、結婚する人の結婚することの意味もこの聖句で述べられていると言え るが、結婚しない、あるいは出来ない人が批判または弾劾されているというわ けではない。同様に、根本的に同一本質であり他者である男女について、「構 造的に何者であるか」だけがこの創世記のテクストで言われているのであって, それぞれが「どのように自分であるところのものを生きるか」については全く 触れられていない。つまり、男性と女性であることと、男性性と女性性の問題 は別個のものであり、前者は前提であるが後者は課題なのである。また、後者 は確かに文化的な解釈も絡んでおり、個々人の表現の多様性もそれと関係して いる。問題なのはこの2つをどのように調和させるかである。皮肉なことに、 創世記は決して生物学の教科書ではないとはいえ、進化論とうまく調和させら れ得るのだが、以下で見るようにジェンダー論にとってはまさに生物学が大き な妨げである。聖書の観点とキリスト教的人間論の観点から見れば、自分で自 由に選べない全ての制限は必ずしも縛りを意味しないし、ましてや、抑圧を意 味するのでもない。自分がどうであるかという土台と、どうなっていくかとい う自由な選択の幅は両立でき、その間の緊張関係こそ大事なものである。もち

[□] 単為生殖などのような現象も自然界に見られるのだが、進化論的に個々人の多様性に より有利なのは異なる 2 人の他者から生まれることだとされている。性別の違いを説 明するために進化論的生物学だけでも足りるのである。しかし、今や科学ですらイデオ ロギー的な色彩を帯びることも多々ある。

ろん、男女の違い¹² も他のあらゆる自然なものと同じように悪用することもあり得るが、だからといって構造的に悪であり、脱構築されるしかないとも限らない。或るものとより似て、或るものとより区別されることは必ずしも差別の原因にならないし、取り除くべきなのはまず差別であって相違ではない。¹³

ジェンダー論の背景と略史

肯定的な理論

唯一の判然とした定義はなく、使う人によって「ジェンダー」の意味は異なることが広く知られている。そのため、この議論が困難であるだけではなく、データで示される根拠がほとんどなく、おおよそ本人が主張する気持ち、欲求、心の問題が対象であることが多いということもそれを扱う困難の原因の一つである。無論、このような複雑な、つかみどころの少ない、しかも非常に強い感情の伴う考えを数段落でまとめることは到底不可能である。14

生物学的・医学的な性別と切り離されて、心理的・社会的な性(心の性)や

²² 本文書, 22 条によると男女の相違は実際存在するものであるが、具体例は挙げられていない。おもちゃの選択、職業への好みの性向、異なる種類の能力の差など客観的に見られる違いである。一番議論されているのは脳が性別の影響を受けているかどうか、つまり男性の脳と女性の脳が異なるかどうか、という点である。仮に、たとえ個々人の脳がどちらの性別により似ているということもなく、どちらの性別とより異なるということもないものだったとしても、それでも(そうだからこそ?)アイデンティティを別の性別に改め体を変えることはできない。

¹³ あらゆる不正な差別の批判に賛成するのは例えば 15 条においてである。ただし、ここで言う差別とは、単に心が傷つくあらゆる経験をさしているのではない。肌の色と同じように、人間はみな基本的人権において平等であり、性別のためにも性自認のためにも乱暴に扱われたり、他の人と同じ医療や手当てを受けられなかったり、解雇されたりすることはできない。が、不満に思う全てのことが差別から来ているというわけではない。暴力を振われることと気持ちを傷つけられることは同じであろうか。

¹⁴ あるいは、もしかしたら神の存在と同様に、あまりにも単純な真理で、複雑に考えようとする人間の理性の網にかからないだけかもしれない。

自己表現や担う役割として考えられ、ますます取り上げられ始めたジェンダー の概念は、およそフェミニズムの第2波、中でもS.ド・ボーヴォワール (1908-1986) にまで遡り、狭い意味では 20 世紀の 80 年代の I. バトラーの解釈にルー ツを持つ。15 フランクフルト学派や脱構築主義など複雑な哲学的な土台を持 ち、修辞学の巧みな言葉遣いによって表されているがため、一言でバトラーな どの理論をまとめることは至難の業である。簡単に言うならば、人間の性は動 物と違い、一義的なもので確固たるものではなく、生物学的な諸条件によって 決定づけられ得ず、流動的であり、スペクトルとして存在している。大多数の 人の性別は出生時に医者によって認識された上で与えられる (assigned)16 も のであり、周りの環境や社会全体の期待によってそのあり方は一から作り上げ られている (gender as social construct)。後のジェンダー論の強調するところ であるように、自分の性同一性は課題であるというだけでなく、権利であり、 自分を何として受け止め、自認する (identify as) かは自分の果てしない自由に 委ねられる(べき)ものである。そのように考えられるジェンダーは何か一回 限り与えられる本質的なものではなく、人間がそれをまさに形にすることによ って自ら作り上げていく, performative なものである。17 すなわち, 伝統的に

¹⁵ ボーヴォワールは『第二の性』(1949) において直接性別の違いの否定を目指していたわけでも、女性が男性になることができると主張しているわけでもない。彼女曰く、女性が何であるかは社会が決めつけるべきでも、ましてや男性との比較によって定められるべきでもなく、なりたいような女性になっていくことが女性の課題である。そのためのあらゆる妨げ(妻であること、出産しなければならないことなど)は取り除かれ、あるいは回避されることが可能でなければならない。ある時に、女性は家に残るという選択肢すら与えられてはならない、とまで断言した。その他の提唱者に、性別が少なくとも5つあると仮定している Anne FAUSTO-STERLING がある。カトリック側では、例えば、イタリア人の元シスターBenedetta Selene ZORZI がジェンダー論との妥協を探っている。

¹⁶ 実を言うと、出生時に与えられた(認められた?)性別という sex assigned at birth は 今,元々の解剖学的・生物学的な性別(biological sex)を置きかえたものであり、優先されている表現である。そこには、自分の同意なしに第3者が勝手に決めたというニュアンスが込められている。また、一度付与されることができるなら、再付与(reassign)されることもできる、という結論にも繋がっていく。ただし、言葉を自分の都合で改めるということはまさにイデオロギーの特徴でなければ何であろうか。

¹⁷ バトラーの代表的な引用を挙げるならば、次の段落がコンパクトで分かりやすいであろう。"Gender is not something that one is, it is something one does, an act... a doing

ジェンダーはだいたい性別との関係で理解され、その違いで説明されることが 多い。片方は生まれつきの、主に生物学的で身体的な側面を表し、もう片方は 社会的・文化的な構築物であり、全体としての自分の表現の仕方を含め、決し て生殖器の構造だけに還元されない。そう考えると、確かに、人間の性は奥深 いものであり、たくさんの側面や層から成っているということが言える。同じ ように男性として生まれても、全く同じ行動をとるわけではない。女性として 生まれるだけでなく、女性になっていくことも重要である。その過程は難しい し、困難が生じる場合もある。しかし、100%に近い割合で性別とジェンダーが 一致していることも言わねばならない。ジェンダー論の一番の目的は医学的な 問題が原因である、性別が不確かな、あるいは未発達な人たち(染色体あるい は性器に異変があるケース!)ではなく、身体が全く健全であっても、それは 自分の本当のアイデンティティではないと感じ、思い、主張する人間のことで ある。この気持ちや欲求や主張を把握する方法はなく、他者はそれを疑うこと もできない。なぜなら、ジェンダーアイデンティティは生物学的な土台に全く 依拠しているわけではなく、常に流動的であるからである。人間の本性は他の 動物と違い、柔軟であり、常に変わりつつある。他の人の理解や大多数の人が どうであるかは自分にとって規範的な価値を持たない。

出生時に判定または指定され、"付与された"性(別)と自分の認識する性が一致していない現象は、古くは精神医学において一種の病理として扱われ、性同一性障害(gender identity disorder [GID])と分類されていたが、DSM-5と略記される『精神疾患の診断・統計マニュアル』(2013年)からは、性別違和(dysphoria)と改名され、本質的な異変ではなく、(間違って)与えられた性別として自分を受け止められないことから生じる気持ちの葛藤として定義され

rather than a being. [...] There is no gender identity behind the expressions of gender... identity is performatively constituted by the very 'expressions' that are said to be its results." フルの引用に関して、Judith BUTLER, Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity, Routledge, New York – London, 1999 [orig. 1990], 33 を参照。その後、他の著作、例えば Undoing Gender (2004) も出版し、自分のアイディアを発展させている。

るようになった。18 このようなディスフォリア19 は他にもあり、数多く知られている心の悩みであり、これといった原因は解明されていない。自分の体の一部分や一側面が受け入れられず、心どく苦しんでいる人の自己肯定感を強めるため、本来なら精神的苦痛の緩和を目指し、精神分析など治療(の試み)が為されていた。ところが、今やその葛藤を和らげたり、(体に合わせるべく)気持ちを変えたりするための治療は不要と考えられ、不可能になっただけではなく、実質、求めている人に対しても施してはいけないという傾向が見られる。一見すれば体とは無関係であるが、究極の場合、最終的に体をこの自分で選んだアイデンティティに合わせることまで求める人もいる。技術的により簡単な男性から女性へ(MtF)、並びに女性から男性へ(FtM)の社会的な転換あるいはそれに続く性別適合手術という処置を求める人々をトランスセクシャルと呼ぶことは正確であろうが、ジェンダー論者の多くは性別の二形態論そのものを否むから、実際の性別を変えることなく、法的に別の(再び性別と同義語になってくる!)ジェンダーとして認める。このような人々をもっと広くトランスジェンダーと呼べる。ジェンダーの悩みを一つの現象にまとめることは果たし

¹⁸ この米国精神科医協会が出している手引きと違い,世界保健機関に由来する病気を分類するマニュアルでは,今もなお病気として数えられている。すなわち,『疾病及び関連保健問題の国際統計分類』略して ICD (International Classification of Diseases) の今までの版ではトランスセクシュアリズムは F64.0 と F64.2 において性自認の疾病として分類されている。ただし,まだ有効ではない第 11 版からはこの名称も分類も変わることになった。今度は Disorders of adult personality and behaviour の下にカテゴライズされていた Gender identity disorders (主に transsexualism) の一つとしてではなく,HA60 と HA61 である gender incongruence [不調和] として Conditions related to sexual health の下で扱われているのである。どちらの場合も,大人の状態と子供のそれは区別されている。ところで,そのような状態は少なくとも 2 年継続しなければならないという条件,それから思春期以前にこの診断を出すことはできないという規定は残っている。それはいつまでそうだろうか。

¹⁹ 変調・違和感を意味することの言葉は、歓喜や幸福感 (euphoria) の反対語である。性別違和以外に、例えば身体醜形障害や身体完全同一性障害があり、神経性無食欲症もそれと似た例として頻繁に挙げられている。簡単に言えば、全く痩せている人が本当は太っていると確信するとか、外観はやや普通の人が本当はとても不細工であると信じているとか、ひどい場合には自分の体の一部は自分のものではないとその人は感じることを意味している。これらの場合には明らかに客観的な体には問題はないし、緊張を和らげるべく身体を傷つけるのではなく、精神療法をすることが普通である。

て正しいかどうかは別として、たびたび「間違った身体に生まれてきた」「異性の脳を持っている」という一言で表されている。年齢も様々で、早い人は幼児の時、遅い人は突然中年になってから自分の新しいアイデンティティに気づき、あるいはそれを受け入れ、カミングアウトをするに至る。タイプによっては、生物学的な男性によくありがちなのか、女性によくありがちなのかが変わってくる。ただし、全て自分の性別とそれに付き纏う社会的な期待に沿えない人はみな性別違和である、あるいはそれになる、そして何かしないと治らないとも限らない、ということも言っておかなければならない。

ところで、2 つの性別と違ってジェンダーの数は基本的に定められていないため、ソーシャルネットワークなどにおいては 70 以上の選択肢を与えられるケースもあり、それでも足りなければ自分でカスタマイズする機能もついている。特定の第3の性や中性というものは客観的に存在しないし、また「その他」に含まれたくないためか、新しい名前を作り、自分を表現しようとする人がいる。20 見た目で性別を決められ、それに沿う社会的な期待を押し付けられ、またはどちらかの性別でなければならないと言われることは家父長制度的な名残として抑圧的な手段だと解釈される。そうすることによって、伝統的な人種(race)と社会階級(class)に加えて、性別も差別の原因として疑われ、その違いを乗り越えることによって人々の平等化を図っている。ジェンダー論によれば、人種と同様に、性別は付帯的な違いに過ぎず、人間としての本質的な価値の差異はなく、しかも、自分の選択によらない基準だから、それを過大評価してはいけない。その性別は今やジェンダーという概念によって置き換わろうとしてい

²⁰ その例として次のものを挙げよう。本来の cis-gender に加えて, transgender, pangender, agender, demi-boy, androgyne, gender fluid, gender non-binary, queer, etc. したがって, 自認していない性別と連想され, ジェンダーを決めつけられることが苦痛の主たる原因となっている。ここではまた言語が問題となり, 言葉遣いを変えようとする傾向が見られる。従来の男女の代名詞に加えて, トランスジェンダーの人は数多くの自分に相応しい代名詞を使おうとし, 周りに使わせようとしている (英語の例: xe/xem, ze/zir, ze/hir, sie/sier, fae/faem, ey/em, [単数形としての] they/them...)。つまり誰が自分をどう認識しているかは見た目だけでは推定できないのである。

る。とにかく、もう一つの特徴として、弱者が立ち上がり、抑圧の枷を打ち砕くためには、複数の差別されているカテゴリーに属したほうが有利であり、実際様々な種類の弱者性は連動しお互い条件付け合っている。これをintersectionalityと呼ぶ。その原理に基づき、色々なグループが共通しているのは少数派であることにおいてであり、例えば黒人である女性は黒人の男性より不利益を被る可能性が高く、黒人女性の同性愛者である人はただの黒人の女性より差別を受ける可能性が高いことが指摘されている。これらのテーマを今や学問の一種として掲げ、(必ずしも全ての人種の平等性や、それぞれの性別の独自性による尊厳や権利を弁明するだけではない)women studies、gender studies、grievance studies として専攻することもできるようになっている。その内容としては解放運動と平等化の歴史や、構造的な差別などであるが、実際の不平等による圧迫と迫害の批判からますます言葉による暴力への反発に焦点を移し理論が展開されている。

このジェンダー論も他の理論と同様に発展していくものであって、統一されたものではない。昔は、それぞれの(性別とほぼ同義語であった)ジェンダーの独自の特徴や尊厳を強調するとともに生物学的な遺産の上で自分で成し遂げるべき課題を指していた。身体と関係がある以上、うまくいかない場合もある。そこで、割合的には非常に少ないが、既存のカテゴリーに当てはまらず、あるいは一見するたけで性別が定かでない人々、あるいは生まれつきの性別に深い悩みを抱える人々のことに気を遣うものとしてジェンダー論を解釈することができる。この流れでは主に性別を変えたい、変えざるを得ない、変えずにいられない患者が中心となっている。簡単なプロセスではないし、一部の当事者しかそこまで決断しないが、必要に応じて手術まで進む場合がある。21 あるいは、自分の独自性を

²¹ 映画や他の作品などでも紹介され,有名になった例,おそらく初めて成功した例としてはデンマーク人の Einar WEGENER(後に Lili Ilse ELVENES, 1982-1931)が挙げられる。成功とはいえ,複数の手術後の合併症の結果,生涯を閉じることになった。最近,『リリーのすべて』(2015)という映画の題材にもなった。もっと後の,より成功した例としては George (Christine) JORGENSEN が挙げられ,現在メディアなどで広く知られているケースはかつて男性オリンピック選手であった Bruce [今は Caitlyn] JENNER である。

誇りに思い、服装などによって表すだけで済む人もいる。ところが、そこでもま だ終わることなく、最近のジェンダー論はむしろどのような色彩を帯びているか と言うと、必ずしも自分の生まれつきの性別を脱構築すべく手術を求める人を対 象にするとは限らず、大きな精神的な苦痛を覚えなくても異性(つまり反対の性 別)として生きたくなくても、とにかく自分が選んだジェンダーとして認められ たいことが主張される。そこにはもはや性別は関係なく、手術を条件とする必要 性もなくなる。近年の先進国の法律改定の多くもこの路線で動いている。結果, 見た目は男性で、体は一般的な男性に似ており、決定的ではないため女性に変わ る予定もない人は、自分が選んだ代名詞を使い、かつ、周りの人に使わせ、場合 によって女性と見做され、女性と同じファシリティを使わせてもらえることを求 めても、何らおかしいことではない。なぜなら、ジェンダーには確固たる土台が なく,他人に判断できるものもなく,一生変わらないわけでもないし,一つしか あり得ないわけでもないからである。初めは、男性という概念が社会の中心的な 要素として(女性に対して)抑圧的であるという理論から出発したかもしれない が、最終的には女性という観念も誰かにとって抑圧的なものとして捉えられかね ず、あらゆる既存のカテゴリーとその規範性を否定するに至る。確かに男性にと ってより生きやすい社会であるという批判をすると同時に、男性とは何であるか は曖昧であるし、せっかく女性のために獲得した権利は様々な意味での女性にも 広げられる。被害者とみなされた女性は今や更なる被害者である transwoman に よって置き換えられる。社会への進出や恋愛関係などは(限定的である)生物学 的な性別によって支配されてはいけない。となると、言うまでもなく、家族の定 義2 と構成が必然的に考え直されることもその目的である。ジェンダーの領域で

また異なるパターンの例として、まだティーネイジャーだった Jazz JENNIGS が挙げられる。ただし、厳密に言えば性別適合手術関係の話は今回のバチカンの文書には登場しない。

²² 社会という有機体の基本的な細胞とも呼ばれる家族は、国家に先在するものとしても、自然の秩序に根付いている構造を持つものとして考えられるのではなく、主観的な感情だけに基づいて契約として自律性を持つ自由な人間が結ぶパートナーシップのことを意味している。人数も性別も持続性も限定され得ない。それに対し、生殖と出産を目的としていた伝統的な家族概念は制限および抑圧として考えられ、結婚と子供を持つ

は、自然なものも、本来あるべきものも、異変も疾病もなく、全てはありのままで良く、疑うことはできない。

一つ自然に浮かぶ疑問として、このトランスジェンダーという"umbrella term"の元に集められている様々な状態の共通点、原因と割合がある。科学的な 視点から見ればそのようなことを問うのは本来当然だが、このジェンダー論に おいては各人が自分自身を決定し、ありのままにいることを許されることが求められるため、その人はなぜそうであるかを調べることに重点は置かれておらず、詳細を追求する道は最初から塞がっている。もっと厳密に言うならば、インターセックス²³ と呼ばれる症状や性染色体の未分裂症²⁴ という遺伝的な異変については医学的に把握され得るが、伝統的に精神疾患としてみなされ今は そうでなくなってきているトランスセクシュアリズム(異性でありたいという

ことを分けて考えなければならないと主張する(結婚なしの生殖,生殖なしの結婚)。いわゆる子供を持つ権利はただ正式に結婚した男女に限定されず,進む科学技術によって,かつ国家の介入によってその"権利"は同性のカップルや結婚していないカップルにまで広げられてきた。

²³ 遺伝子の性と体の外的な性が一致しない、あるいは、第一次性徴と第二次性徴が一致しない現象を言うので、複数形で intersex conditions と表現するのが正確であろう。しかも、通常どちらかの性別がより顕著であり、それに基づき体全体を整えることができる。 Leonard SAX, "How common is intersex? a response to Anne Fausto-Sterling," The Journal of Sex Research 2002 39 (3), 174-178, https://doi.org/10.1080/00224490209552139 を参照。サックスによれば、医学的な状態であるインターセックスは極めて少ないし、それには遺伝的な染色体の異変は含まれない。もちろん、ただ 0.018%だとはいえ、それに苦しむ一人一人の人間のことが大切であるが、実体が異なるから様々な状態を混ぜて考えるべきではない。また、逆にその状態が何十パーセントだったとしても、それは普通/異常についての結論には直結しない。

²⁴ この場合、性染色体が通常の男性の 46XY や女性の 46XX と違い、一つが不足している 45X0 (ターナー症候群) や一つは余分にある 47XXY (クライネフェルター症候群) で ある、などの状態を指している。この人々の多くは自分の性別を受け入れているが、外 観は異性に似ており、多くの場合不妊を患っている。異なるジェンダーであるわけでは なく、どちらかと言うと 45X0 は女性であり、47XXY は男性であるが、それぞれの性別 として生きたい人がほとんどである。また、体全体を整える必要がある。無論、遺伝子は変えられない。これらの様々な性分化疾患をインターセックスに分類するべきかどうかについて議論されているのだが、註 23 にあるサックスはそれを含めないがゆえに、真のインターセックスはもっと少ないと言える。この医学的な症状群の説明に関して、Megan K. DEFRANZA, Sex Difference in Christian Theology. Male, Female, and Intersex in the Image of God, Eerdmans, Grand Rapids – Cambridge, 2015, ch. 1 を参照。だが、彼女の結論には必ずしも賛成できるわけではない。

強い願望,あるいは異性であるという確信)も、ましてや生物学とは無関係で全く異なるジェンダーであると主張しているトランスジェンダリズムを証明することは不可能に近い。多くの場合に唯一確かなのは混乱と葛藤の存在である。もちろん、原因があったとしても唯一の原因が全ての状態に共通するとは限らないが、原因を知ることはその状態を予防することや無くすことにもつながる。と考えると、規範があってそこから外れている状態と考えるのではなく、ジェンダー論の活動家にとってどのジェンダーも全く通常の有様であるため、それを問題にするのではなく、ただの現象と見ている。まとめてみると、それぞれの支持者がそれをどこまで意識的に進めているかは別として、性別とそこから出される帰結の過大評価の批判から始まったジェンダー論はまず客観的な身体との絆を断ち、その結果、全てのセクシャルアイデンティティを中立で入れ替え可能では、なものと考える。

ここまで特に滑稽に描くつもりなく、ジェンダー論の大まかな流れと本質を 説明してみたが、実は一言で片付けられないことも多く、そもそもお互い相反 する類のジェンダー論も存在している。いくつかの矛盾は既に垣間見ることが できたが、次にその内的な不統一性を見ることとする。

ジェンダー論に潜む矛盾

なぜ子供のジェンダーがそれほど問題になっているかを考察する前に、ジェンダー論自体で解決されていないいくつかの矛盾に触れたい。まず、対象となっている問題は確実に存在する現象であることは確かであるが、原因が不明だけではなく、さまざまな状態を一言で含めて包括的に扱っているのも大きな困

²⁵ Gabriella GAMBINO, "Same-sex Attraction and the Law," Sexuality, Gender & Education, ed. G. Brambilla – J. Tham, Bioethica 33, IF Press: Rome, 2018, 185-195, ここでは 186 を 参照。ここでは,教導職にもよく見られるように,ジェンダー論と同性愛者運動を,また,性別違和と同性愛への傾向自体とを合わせて考えている。前者は確かに政治的に関係しているが,後者については明らかではない。

難の一つである。自分で選んだわけでもない自分の性別を受け入れるのに苦戦し、それをいかに表現すれば良いかを見つけるのに悩む人は多かれ少なかれいる。間違いなく、その人たちに耳を傾け、何らかの形で緊張を和らげる必要がある。ただ、ジェンダー論や運動としての LGBTQI+がそれを成就しているかどうかについて多くの疑問が残る。研究は実際未だに少ないのみならず、出ている研究成果はむしろジェンダー論にとって不都合である。26 どの理論も発展されていくものではあるが、ジェンダー論の内的な不統一は次の点においても指摘される。元々の出発点は上述の通り「性別は与えられ、ジェンダーのあり方は自分で見出す」27 という考え方だったが、後に「ジェンダーは直接性別と関係ない社会的な概念である」がため、生物学的に女性として生まれた人が男性として自認することはあり得るという主張に至った。さらに、現在は、むしろジェンダーには一部の場合はっきりとしないグレイーゾーンがあり、場合によって別の性別を選ぶことができるのではなく、性別自体が何の意味も持たない構築物28 であり、弱者を抑圧する支配の道具であるのに加え、スペクトル上に存

ちらも大切である、あるいはそれらを切り離そうとすることに問題がある。

²⁶ 有名な精神科医で多くの性別違和の患者を見てきた人として一番有名かもしれないのは Paul MCHUGHである(Paul R. MCHUGH, "Surgical sex: Why we stopped doing sex change operations," First things, November 2004, https://www.firstthings.com/article/2004/11/surgical-sex; "Transgender Surgery Isn't the Solution: A drastic physical change doesn't address underlying psycho-social troubles," The Wall Street Journal, 13 May 2016, https://www.wsj.com/articles/paul-mchugh-transgender-surgery-isnt-the-solution-1402615120?reflink=desktopwebshare_permalink; Lawrence S. MAYER – Paul R. MCHUGH, "Sexuality and Gender: Findings from the Biological, Psychological, and Social Sciences," The New Atlantis: A Journal of Technology & Society, vol. 50, Fall 2016; Paul R. MCHUGH, Paul HRUZ, and Lawrence S. MAYER, Brief of Amici Curiae in Support of Petitioner, Gloucester County School Board v. G.G., Supreme Court of the United States, No. 16-273 (January 10, 2017) などを参照)。彼の論点をまとめるならば、子供の性別違和は手術によってではなく、まず心のケアによって和らげるべきである。マックヒューは悪名の高い John Money の性別変更の実験の酷評者としても知られている。
27 本文書の11 条によれば、「性別」と「ジェンダー」との間には確かに違いがあり、ど

²⁸ 性別の表現に様々な文化的な規範や期待が課せられ、男であることを多種多様な仕方で生きることができたとしても、性別が無数であるという主張はまず理不尽である。 John SKALKO, "The Incoherence of Gender as a Social Construct," *Ethics & Medics*, Volume 45, Issue 4, April 2020, 1-2, https://doi.org/10.5840/em202045412 を参照。

在するのもジェンダーではなく性別である、と解釈されている。もし自分でそ のように感じ、決めれば、生まれつきの男性が女性として何らかの形で自認す ることを許されるだけではなく、実際全面的に女性であると言わせてもらうべ きである、とまで論じられている。29 また、一方では性は本質的なものではな い、まるで存在しないと主張し、他方では自分が確信している性は自然なもの であると力説しようとする。つまり、存在しないはずの性別ないしはジェンダ ーを脱構築しようとするにもかかわらず、その代わりに別の概念と置き換えて、 重要でないはずのジェンダーアイデンティティを一大事である自分の主張の根 底に据えている。伝統的なジェンダーそのものが社会的構築物であるならば、 トランスジェンダーもそのような構築物であるに違いないが、なぜ前者に優先 されるべきかが分からない。Being ではなく doing であるはずなのだが、誰に も分からない、誰とも共有しないアイデンティティをなぜこの運動の他の人々 との共通点にできるのか、しかも、なぜそれを社会全体の政策の根拠にしよう とすることができるのだろうか。ジェンダーの意味が時代とともに移り変わる ものと思うならまだしも、性別が社会の空想の構築物であるというアイディア こそが妄想に他ならない。

それから、生まれつきの状態なのか、主観的な気持ちなのかもはっきりとしない。自分の行動によって作り上げるものなら、生得的で自然なものであり得ないので、そのどちらかを選ぶしかない。すなわち、自分にしか感知できない生まれつきのジェンダーを自由に選ぶということも非合理的なのである。性別

²⁹ その路線で次の発言はおかしくない。「女性のすべては膣を持たない」「すべて陰茎を持つ者は男性ではない」それはただ個々人のアイデンティティや尊厳の問題ならともかく,このような多様性は法的な制度(家族、結婚、養子縁組など)にも波及するので、より広いスケールの問題である。したがって、それぞれの性別から医学的に外れている人、あるいはその期待に沿えない人、性別が条件となっている組織に合わない人が、尊厳をもって生き、自由に自分自身の幸福を求めるのは良い。ただし、結婚や家族の意味を変えるのは別の次元の話である。全ての女性に強制的にスカートを履かせることと、性別と関係なしで誰でも婚姻の対象者に相応しくすることは同じに思えない。そこにはまた矛盾が見られている――様々な原因で自分を男性とも感じず、女性とも認識しない人(の一部!)がなぜ元来男女が為す共同体の適格者であると強く主張できるだろうか。家族は実際2人だけの個人的な領域を遥かに超えている。

/ジェンダーは fluid であるはずなのに、なぜ不可逆的に一つ別のものだけを選ぶことを許されるだろうか。なぜそれがそんなに重要であるのだろうか。2つの選択肢のうちどちらかに属するのに苦労する人たち(non-binary)は確かに存在するし、尊厳を持つものとして親切に接さなければならないのは間違いないのだが、第3の選択肢にも当てはまらず、そもそもどこにも属したくないという現象も見られる。現実を認識し受け入れるのが困難であるならば、現実ではなく認識に問題がある可能性が高い。自分の主張以外の何の根拠もなしに選択肢を無数に増やしていくことによって結局その全てのジェンダーの意味と価値が低下するのではないか。しかも、確実な土台である本性がないと主張しつつも、自分が良いと思う本性を作りあげ、それを力強く弁護することも矛盾している。捨て去りたい、取り除きたい自分の嫌な点は誰にでもあるが、それは単に自分の不完全性に由来するか、あるいはある種のトラウマとそれに対する反抗に由来する。それと戦うことはできても、それに変わる別のものはない。

そこにはこの考え方のポストモダンな特徴および左翼政治との適合性が見出される。前者によれば、全ての人間に共通する土台としての実体がなく、存在するのは個々人だけで、どの個人もたった一つしかないオリジナルであるが、後者によれば、全ての人が平等であるためには、皆そっくりで同じカテゴリーに属するか、あるいは逆に皆が皆と異ならなければならず、それによってまさしく全員が類似するものになるか、そのどちらかが重要であり、そのどちらも同じ目標を持つと言えるのである。一方では自分がどの性別であり、それをどのジェンダーとして生きるかを決めつけられたくない、選択肢を狭められたくないという考え方があるが、他方では何としてでも異性であることを主張することによって多くのジェンダー論代表者は無意識のうちに性別二形態論(sexual dymorphism)を実は再確認している。そこにもまた根本的な構造的矛盾が見られるのではないだろうか。30 そのため、この文書のように警鐘を鳴

³⁰ この点に関しては、文書の 25 条を参照。性別二形態論は必ずしも差別の原因にならなければならないわけではなく、むしろ例えば薬の反応を判断するにあたって大切な肯定的差別の根拠にもなる。しかも、トランスジェンダーの人もやはり(心はそれに合致

らし、ジェンダー論を批判するのは、意外にも宗教や保守的政治だけではなく、従来のフェミニストたちや同性愛者の権利を主張する人たちなのである。なぜなら、性別を無数の選択肢に薄めることによって、せっかく戦ってきた「女性」 31 という概念を奪い取られるからであり、同性への性的指向を自分自身の性自認の異変だと解釈されることによって同性愛者の権利の代わりに自分の性別変更を勧められ、あるいは強いられる(それによってまた無意識のうちに異性愛の規範性を肯定される)からである。そのため、現代のジェンダー論に賛成しないフェミニストたちが元々のフェミニストの協会から追い出されたりすることも稀ではない。32 ジェンダー論の出発点は女性解放運動であるフェミニズムに見出すこともできるが、今の形ではフェミニズムの上に寄生しているという印象を受ける。33 女性たちの empowerment のために為されている様々な形でのアファーマティブ・アクションに結局女性と言い張る男性でも普通に参加し、それを利用することができる。確認も反論も原則不可能となる。精神の疾患だ

しないかもしれない) 本来の性別に基づいて体は反応している。性別の2つの形態の由来と意義について、John SKALKO, "Why There Are Only Two Sexes," *Public Discourse*, 5 June 2017, https://www.thepublicdiscourse.com/2017/06/19389 を参照。

³¹ 国連に常駐オブサーバとして滞在しているバチカン代理である Bernardito AUZA 大司 教もこの意味で似たようなメッセージを公表している。その日付(2019 年 3 月 20 日)も本文書の日付(同年,2月2日)と関連しているのではないかと思われる。"Gender Equality and Gender Ideology: Protecting Women and Girls," https://holyseemission.org/contents//statements/5c9511849e908.php を参照。

³² 女性の範疇を広げようとするジェンダー・フェミニズムに当てはまらない,それと対立する女性の思想家の例としては次の女性を記しておきたい。Christina HOFF SOMMERSや、Camille PAGLIA(自身はれずビアンでもある)や、Luce IRIGARAY など。それから、"Biology Isn't Bigotry: Why Sex Matters in the Age of Gender Identity" (16 February 2017, https://www.heritage.org/marriage-and-family/event/biology-isnt- bigotry-whysex-matters-the-age-gender-identity)というシンポジウムに参加した女性たち Miriam BEN SHALOM, Kaeley TRILLER HAVER, Kami MUELLER, Mary Lou SINGLETON, Emily ZINOS もその例である。

³³ Mary Prudence ALLEN, "Gender Reality," Solidarity: The Journal of Catholic Social Thought and Secular Ethics, Vol. 4, Issue 1, Article 1, 2014, 1-36, https://researchonline.nd.edu.au/solidarity/vol4/iss1/1 を参照。自身もフェミニストである彼女は、A. KINSEY に由来するジェンダー論がフェミニストの学問を通して広まったことを、ウィルスが細胞に浸透して増殖するためにその細胞を使った後それを破壊する現象とまで言っている。

から治療を受け、保険など使って、究極の場合には最終的に手術まで進んでしまうケースはまだ(賛成しなくても)かろうじて理解できるが、徹底的に身体を本当のものと主張するジェンダーに合わせることもなく、ただ名前と ID の変更で他の性別の権利に与ることは如何せん受け入れにくい。

また、根本的に解決の限界があることを認めざるを得ないが、「心を体に合わせる」のではなく、「体を心に合わせるべき」理由が何なのかは説明されていない。34 前者は確かに扱いにくく、科学的な目にはかくされているものであるし、心を操作することに限界がある。それでも昔はこのアプローチが優先されていた。しかし、後者のほうは比べ物にならないほど大きな危険が伴っているにもかかわらず、結果がすぐ見えるためか、今やこちらのほうが選ばれ為されることが多い。活動家やメディアではだいたい成功した実例や肯定的な利点だけが紹介されるが、伝統的な医療倫理において体を不可逆的に傷つけるためには、より大きい善の他に、かなりの確実性と成功の見込みが必要である。35 もちろん、自律性を認められている大人であることがその前提である。そこまでの危険を犯してまで、自分の性別を変えずにいられない人々

³⁴ 物質的な体が重要ではなく、本当のアイデンティティは心と漠然と呼ばれる精神、魂にあるという考え方は二元論的(dualistic)な人間論として指摘され、批判される(20 条を参照)。実用的な問題(トイレ、ロッカールーム、宿舎、スポーツチームなど)と並び、この理論的な点は主な批判の的である。もっと厳しい言い方をすれば、極端なジェンダー論は古代のグノーシス主義の一つの変容に他ならないとも言える。己が監禁されている体を蔑視し、好きなように扱えるだけではなく、身体との関係は本質的なものではなく、実体を欠く見た目に過ぎず、真の自分は別の次元に存在するという発想に表れる。誰にも分からないこの特別な知識は心の深いところに宿り、それを悟らない限りでは救われない。Robert P. GEORGE、"Gnostic Liberalism、" First Things, December 2016、https://www.firstthings.com/article/2016/12/gnostic-liberalism を参照。

³⁵ 全体性の原則(principle of totality)と呼ばれるこの考え方によれば、健全な体を恣意的に傷つけることはできず、身体の一部に害を加えることはただ体全体の善を守るためにだけするべきである。ましてや、自分の全体の善が何であるか、性と生殖とは何かが分からない未成年の承諾は今まで他の医療の分野で問うこともなかったし、親の承諾はただこの全体性を守るために求めるものであった。性別適合手術はその人間全体の健康を脅かす病気を治療しているのではなく、むしろ(完全ではないかもしれないが)健全な身体の全体性を崩す行為を意味している。なお、この原則を適用して性別適合手術を正当化できないと言っても、他の論理に基づいて正当化できないとは限らない。しかし、その論理的な根拠は未だに示されていない。

の気持ちにある意味で誠意が見られるが、そのような決断は本当に慎重になされることが保証される必要がある。なぜなら、性別適合手術(sex reassignment surgery)36 と一般的に呼ばれる治療の一環は、身体的、精神的、また金銭的な負担が極めて大きいだけではなく、多くの場合には不満と更なる絶望に終わってしまい、しかも不可逆である。性別変更とは法的な表現かもしれないが、実際のところ、自分の生まれつきの性別につきまとっていた様々な特徴の喪失を指すだけで、その先は不妊と人生にわたるホルモン投薬がある。希望通りの新しい性別になった喜びは一時的に訪れはするが、それと関連する予期せぬ結果には後からしか気づかない。再生手術がどんなに発展しており、成功したとしても、生殖などを含め十分な意味での異性に変わることはできない。そのため、ジェンダー論に戦いを挑むもう一つのカテゴリーは(一部)科学者であるが、圧力と脅迫に負けてしまう人もいる。37 政治家は権利を与えることを約束することが多々あるが、それは支持者を増やすためなのではないかとも考えさせられる。だいたい選挙が近い時にその話が活発になることは偶然ではないであろう。

³⁶ 間違って割り当てられたと主張する性別を改めて決めることを意味する。それが一度限りのことなのか、そもそもこのような再判定・再指定に手術も必要なのかが曖昧である。その道徳的な可否は別として、生命倫理学者の David Albert Jones はより相応しい名称として gender reassignment surgery を使っていることも興味深い。David A. JONES、"Gender Reassignment Surgery: A Catholic Bioethical Analysis," Theological Studies 79/2 (2018)、314-338、https://doi.org/10.1177/0040563918766711; "Truth in Transition? Gender Identity and Catholic Anthropology," New Blackfriars 99 (2018)、756-774、https://doi.org/10.1111/nbfr.12380を参照。ジョーンズは、性別違和は精神病であるか身体的な原因があるかという二者択一的な考え方を避けることを勧めている。また、註44にある小児科医協会の声明をも批判し、注意深く読むように呼びかけている("The American College of Pediatricians Statement on 'Gender ideology': A Note of Caution," Catholic Medical Quarterly, Volume 67(3) August 2017、http://www.cmq.org.uk/CMQ/2017/Aug/Comment-on-gender-ideology.html)。

³⁷ 研究者からのジェンダー論の批判に関して、参考文献に挙げている著作を参照。その多くは医師によって執筆されている。無論、反対側にも必ず異なる意見を掲げる研究者がいる。つまり、名前の後ろに博士号があるだけで全ての人の全ての発言を鵜呑みにする必要がないということをそこから学べるのではないか。あるいは、残念なことに、このような信教ではなく科学をめぐる理論が進めば進むほど、多くの人々は科学に対する信頼を失っていくことも懸念される。

しかし、確かに社会的、政治的により大きな問題となるのは、手術すること なく、見た目や服装を変えないままで、単に異なるジェンダーを主張し男子で も女子でもない別のカテゴリーのトイレ(ロッカー、シャワールーム、シェル ター、刑務所、スポーツチームなど)へのアクセスを主張するのではなく、む しろ自分の生まれつきの性別のまさに反対の性別を主張し、そのように認めら れることを要求するという現象である。38 また、言論の自由も問題視され、流行 している考え方に合わないと研究者として論文を出版させてもらえなかった り、相手に対して間違った代名詞を使ったが故に解雇されたりするのも法的に 大きな問題であり、これからも続くであろう。皮肉なことに、多様性を謳いな がらも、批判や反対の意見をより恐れ、それを一概に拒否するのはジェンダー 論を唱える活動家である。また、性自認のために不利益を被ることがあっては ならないにもかかわらず、性自認を認めない人の不利益や、性別適合手術を勧 めない医者・研究者の意見はなかなか配慮しない。ややもすると自分たちと異 なればどんな意見でもいとも簡単に hate speech とレッテルを貼るのである。 固定観念に囚われている頑固者と先に言われると何の議論も続かなくなる。し かも、一つの点で賛成しない人は、その相手の全存在を否定することになると いうこともなかなか前代未聞である。確かに、乱暴な言葉遣いなどで人を酷く 傷つけることも可能ではあるが、人の要求をことごとく無条件に、つまり根拠 や保証がないままに受け入れないことがなぜ hateful であるかがかなり不明で ある。

では、なぜ子供の教育がそんなに問題視されているのか。一言で言うならば、 子供は若ければ若いほど柔軟であり、周りの刺激によって左右されやすいだけ ではなく、自分自身の考え方はまだはっきりとしない。生殖とは何か、不妊と

³⁸ 皮肉なことに、性別の違いや脳の性を否定している Gina RIPPON などのような研究者でさえ、性別変更の可能性を批判している。男女というカテゴリーが存在しないなら、今あるものから別のより良いものに変えることも矛盾として捉えられるしかないのである。また、性別は意義を持たずジェンダーは早期に形成し直せると提唱していた John MONEY もインターセックスが男女と異なるカテゴリーであることを拒否し、男性か女性かどちらかを選択することの必要性を強調している。

は何か、男性であることと女性であることとは(服装や体の見た目以外に)何 かをどこまで理解しているだろうか。そのような現実と想像を区別しにくい子 供の主張を真に受けて、誠意があっても、それにすぐ適応してあげたいという 気持ちには多くの危険が潜んでいる。確かに、大人になってからでも強く性別 違和に悩む人、自分のジェンダーはみなが思うのと違うと根強く感じる人の多 くは、それを小さい時から予感のみならず確信していたと言っている。しかし、 それは論理的に考えるなら、全ての子供が確信していることは大人になるまで 続き、増すばかりだろうということに言い換えられるわけではない。むしろ、 その反対である。経験に基づいて、約80-90%の gender non-conforming な子 供は何もしなくても思春期を過ぎて、性別違和を解消し、最終的に問題なく自 分の生まれつきの性別を受け止める, あるいは, それを自分らしく表現する方 法を見つけるに至ることが分かっている。39 もしくは、その一部は同性愛者の 女性と男性とに成長するだけで、何の治療や性別適合手術、ましてや異性のト イレへの入室とその使用を求めることなしに生きることができるようになる、 という傾向が見られている。たとえ性別違和が続き、最終的に転換(transition) を求めることに決めたとしても、根本的な問題なのはまずそれを許される年齢 であるとともに、外科や内分泌科だけではなく精神科によるカウンセリングも 欠かせない。なぜなら、多くの場合には性別違和と合併して別の精神疾患を抱 える人も多いからであるし、性別を手術によってあるいは法的に変更しただけ で全ての葛藤が解消するわけではないからである。40 ところが、多くの場合こ

³⁹ まさしく子供の性別違和の治療に携わっていたトロントの心理士の Kenneth ZUCKER が反対運動の対象になり、そのクリニックが 2015 年に閉鎖されたケースも知られている。皮肉なことに、彼は大人の場合に性別適合手術を基本的に拒否せず、進めていた医師である。この関連で、BBC2 のシリーズ This World のエピソード "Transgender Kids: Who Knows Best?" (2017)、https://vimeo.com/217950594 が参考になる。ズカー氏も登場する番組である。ところで、放送後間もなく BBC に対する反論が強く、インターネットから撤回されたことも示唆深い。

⁴⁰ 苦痛と葛藤の原因である生まれつきの生物学的な性別の拒絶は、その痕跡を切除する 手術や治療によって抑えられるかもしれないが、希望通りの新しい別の性別を得ることも物理的に不可能なだけではなく、拒否している本来の性別への憧れが消えること がない。言い換えれば、(自分あるいは他人が定義するような)男性であり得ない、そ

の心のケアが怠られ、または放置されている。もしそうだとすれば、ジェンダ ー論運動は子供の悩ましい状態に応えようとしているのではなく、 むしろその 混乱を強めている。したがって、まず性別違和の患者である子供自身の身の安 全のために gender affirmative treatment を安易に受け入れるべきではない。一 般的に、何もしないと自殺のリスクが高いということが正当化理由として挙げ られるし、確かに一部のケースはそうかもしれない。しかしながら、何より問 **類なのは同等の効果を持つ代替策が他にないかどうかが全くテーマにされない** こと、それから性別適合手術をしたとしても一時的な改善の後にやはり自殺率 が大きく下がらない現象41をどう評価するか、ということである。それに、多 くの場合親自身が性別違和に悩んだり、性別について誤解がありジェンダーな しに子供を育てることができると勘違いしたりすることがある。とすると、子 供自身の最善を目指すとか、その苦痛を軽減したいとかというよりも自分の見 方を押し付け、当然子供はそれに簡単に影響されるだけだと言っても過言では ない。人間の本性は確かに教育や自分の努力によって違う形にできるものの、 全く異なるものにできるとは限らない。ずっと絶対的に同一のものであるか、 常に変わりつつ、あるいは何にでもなれるか、その2つの極端しかないわけで はないのである。

前述のごとく、そこまで重大な決断は普段保護者に任され、保護者の承諾があっても生命維持に必要でなければそれほどに危険な治療は未成年にはさせるべきではない。唯一例外が適用されているのはなぜかこのジェンダー論に基づく"ホルモン治療"である。もともとは 16 歳以上が最低の条件で(手術自体は

れでも無意識のうちに男性でありたいという摩擦は男性であることをやめることによって解消されるわけではないのである。

⁴¹ 一番著しい結果を示すのは今まで最も長期的な研究である,ストックホルムの Karolinska Institutet によるものである (Cecilia DHEJNE et al., "Long-Term Follow-Up of Transsexual Persons Undergoing Sex Reassignment Surgery: Cohort Study in Sweden," PLoS ONE 6, 22 February 2011, https://doi.org/10.1371/journal.pone.0016885を参照)。それによると性別適合手術後にも自殺率が下がるどころか,むしろ上がる傾向が見られる。それによって、一刻も早く手術をしないと性別違和が緩和されず、自殺に至りかねないという神話が必ずしも事実に基づいていないことが分かる。

18歳から)だったが、今は徐々に引き下げられ、12歳や、場合によっては8歳、6歳から何らかの transition を始めるというニュースも耳に入る。そこで一番の論点は言うまでもなく思春期のことである。一方では、支持者から見れば一致しないと思われる性別から一刻も早く遠ざかるために、それが思春期で完成することを避けることが一番有利であるという発想がある。42他方では、反論する人に言わせれば、思春期はただ女性が真の意味で女性になることを意味するだけではなく、つまり生殖機能が成熟するだけではなく、体全体の諸々のプロセスに影響がある。思春期はいわゆる puberty blocking hormones によって多少遅らせることが技術的に可能かもしれないが、一回逃してしまえば、2度と同じ意味で再開させることもできず、cross-sex hormonesを投与しても完全に異性に変わることは不可能である。残酷に聞こえるが、元々の自分を失い、新しい自分を得ない、と言うことに等しい。さて、このような決断をまだ気が変わるかもしれない、ただソーシャルメディア43などから多大な影響を受けてしまったかもしれないという 11歳の子供にさせることは果たして倫理的だろうか。いや、人道的だろうか。まさにこれが原因で、多くの小児科医が声を張

⁴² 近年,主に欧米諸国で未成年の性転換の申し出が増えるにつれ,gender medicine の治療の提供可能性も激増している。しかも,その関係は必ずしも需要供給の関係だとは限らず,むしろ循環的な関係なのではないかと疑われる。とにかく,研究が不十分で分からないことが多いにもかかわらず,ここまで恣意的に,かつ懸命にホルモン治療を勧めるのは前代未聞である。"Little is known about the effects of puberty blockers," *The Economist*, 20 February 2021, https://www.economist.com/science-and-technology/2021/02/20/little-is-known-about-the-effects-of-puberty-blockers; James M. CANTOR, "Transgender and Gender Diverse Children and Adolescents: Fact-Checking of AAP Policy," *Journal of Sex & Marital Therapy*, 46:4 (2020), 307-313, https://doi.org/10.1080/0092623X.2019.1698481 を参照。

^{**}特に10代の女の子へのSNSの影響を提唱し、調査し、理論を立てたことで話題になっているのは Abigail SHRIER である。そのためにすぐ多くの脅迫も受けたことが知られている。確かに、何度も好きなようにプロファイルを作り、作り直し、注目を浴びるため架空のアイデンティティを作り上げ、場合によっては同時にいくつもの"人格"を持つことができるソーシャルメディアが自尊心の危うい若者に多大な影響を与えてしまうのはおかしくない。自分と同じ悩みを持つ人を見つけるとますます自己肯定感が強まる。しかも、その反面、ソーシャルメディアは画一化された美的意識を定め、水準を上げ、プレッシャーを及ぼす。それに達さない、達せない、達したくない若者は、あえて違うものであることに誇りを持ちたいのではないか。

り上げて、激しい脅迫や迫害に耐えながらも、気持ちが困難であることだけを理由に思春期を遅らせたり、避けたり、終わらせたりすることが健康に支障を来たしかねない、体外受精をも含む一生に続く不妊をもたらし、もしそれを一方的に親が自分の趣味で子供に押し付けるのであれば、虐待行為にすらあたる、などと主張している。44 事実、後に後悔した当事者たちは、この性別変更のプロセスは意外と簡単だったと言っている。押し込まれていたとは言わないまでも、数回のカウンセリングだけで「あなたの状態は性別違和である・・・よって、性別を変えないと治らない」とあまりにも軽く、しかも信頼していた"専門家"に言われて、その言うがままに従ったことを告白している。45 誠実さは、速く問

⁴⁴ 心理士である Trayce HANSEN や小児科医である Michelle CRETELLA がこのような考え方 の提唱者として有名である。例えば、Michelle A. CRETELLA, "Gender Dysphoria in Children and Suppression of Debate," Journal of American Physicians and Surgeons, Volume 21 Number 2, Summer 2016; "I'm a Pediatrician. How Transgender Ideology Has Infiltrated My Field and Produced Large-Scale Child Abuse," 3 July 2017, https://www.dailysignal.com/2017/07/03/im-pediatrician-transgender-ideology-infiltratedfield-produced-large-scale-child-abuse; "Dr. Michelle Cretella on Transgender Ideology: 'Institutionalized Large-Scale Child Abuse'," 24 September 2018, https://www.christianpost. com/voices/dr-michelle-cretella-transgender-ideology-institutionalized-large-scale-childabuse.html; Felipe VIZCARRONDO and Michelle CRETELLA, "Gender Ideology: The Latest Assault on Our Children," Human Life International, 25 July 2018, https://www.hli.org/ resources/gender-ideology-latest-assault-children などを参照。この医師会の厳しい態度 はいくつかの批判を浴びることにもなった。もともとの声明は団体の HP からは消えて いるが、以下の雑誌に掲載されている。Michelle A. CRETELLA - Quentin VAN METER -Paul MCHUGH, "Gender Ideology Harms Children," Catholic Medical Quarterly Volume 66(3) Aug 2016, http://cmq.org.uk/CMQ/ 2016/Aug/gender_ identity_harms_children.html. なお、今の米国小児科医協会の HP には次の声明が載っている。"Gender dysphoria in children," November 2018, https://acpeds.org/position-statements/gender-dysphoria-inchildren.

⁴⁵ この点で情報源として役に立っているのは次の書籍である。Ryan T. ANDERSON, When Harry Became Sally. Responding to the Transgender Movement, Encounter Books, New York – London, 2018. 第3章は全部いわゆる de-transitioners のストーリーや引用から成っている。その証言は少なくとも同じように耳を傾けるに値する。真理の探究のためだけでなく、正義のためにそれが必要である。アンダーソンの主張をまとめるならば、ジェンダー論と LGBTIQ+運動はポストモダンな方法で形而上学を否定しつつも、実はその代わりに新しい種の形而上学を想定している。しかも、生物学との繋がりから解き放たれ、政治的な力で進んでいる。特にアメリカの視点から見て、もともと女性の平等化を目的としていた "Title IX of the Education Amendments" (1972) の再解釈が問題となっている。

題を片付けるべく素早く反応するのではなく、他の可能性もことごとく紹介するという態度を求めている。しかも、似たような効果を持つより安全な代替の 方法を提供する医師や心理士が実際いるにもかかわらず、それらの声を無視し、 抑圧するべきではない。それも残念な現実である。

そういう問題点を視野に入れると、まさに教育現場において多面で傷つきやすい子供を慎重に扱うべきだということを常に念頭に置かなければならない。学校は多くの場合いじめの舞台でもあり、また築かれつつある自分の危ういアイデンティティを争う環境であり、異質なものを怖がり、怖がるがために除外しようとする場でもあることが分かる。したがって、どの生徒や学生もの命や尊厳を十分に守り、個性を豊かに生きさせてあげる自由を与えることが課題である。他方で、皆と似たものになりたい、なるように努力すると同時に、自分の個性や違いを主張するあまりに、あえて皆と違うものでありたいのもある年齢の特徴であり、また流行りによってそのような仲間が増えるにつれ、むしろそれが勇気ある、カッコいい行為と感じることも想像できる。とはいえ、他の子供と異なり、他の同性の子供と比較するとその見た目や行動の水準に達さないというだけで、別のアイデンティティを認め、推奨すべきかと言えば、決してそうではない。むしろ、比較しないで「スポーツが好きでない男の子」も男の子であり、男の子であっても良いという肯定感を与えることによって多様性に貢献するだろう。

しかし、一概にジェンダーと性別が一致しない、あるいは、その受け入れに苦労している若者の安心だけがジェンダー論の支持者の唯一の目的だとは言えない。性自認が通常に発達している99%の子供のプライバシーと安全も視野に入れるべきなのではないか。すなわち、ジェンダーの決定とそれに伴う諸権利がただ他の誰にも分からない自分自身の気持ちと欲求に任されると、女子トイレに生物学的に女性として生まれた人とトランスジェンダーの女性だけではなく、猥褻な目的でそこに侵入する性犯罪者も紛れて入ることは防げないのである。なぜなら、その区別はどこにも根拠づけられない、根拠づけられ得ないからである。言うまでもなく、手術または social transition によって性別変更をし

た人はみなこのような目的を持っているわけではないが、過激なジェンダー論の主張するところだけによれば、これら2つの違いの区別はつかない。自分が何かであると感じ、主張する人に対して他の人は「それは違う」と言える資格は本当にないだろうか。

では、何を提案するのか?

本文書が具体的に提案していることは、一見すれば、それほど多くない。言 い換えれば、キリスト教的な人間論の振り返り、学校の自律の強調、対話と寛 容の態度の再確認ぐらいとして読むことができるのである。過去確かに現実で あった、全員を同じものとして扱うという強制的で完全な画一化と、個々人の 気持ちを無限に尊重するという現代の相対主義と、その両方の極端を知恵をも って避け、類似点や共通点を否定しないままで相違や多様性を認める、しかも 孤立を意味する相違のための相違ではなく、豊かさを意味する個性を認めるこ との重要性を謳っている。人間は様々な層で疾患を患っており、今の堕落した 実存で直ちに統合された完全なものになるというのはユートピアである。セク シュアリティもまた非常に大事で、見逃せない、根本的な側面である一方、そ れを全てに優先することや全てをそれに還元することも理に適っていない。人 間のどの側面とも同じで、セクシュアリティにも困難が生じる場合がある。個 としての尊厳は減ることはないが、自分のアイデンティティによっていかなる 行動も正当化されるわけでもない。生物学や目的論から切り離されたセクシュ アリティの全ての形を異変としてではなく、多様性と豊かさとして評価し、推 受することは結局、家族という根本的な価値を危うくすることにつながる。46

^{46 21} 条,34 条,36 条以下を参照。註22 に挙げた過激派フェミニズムやジェンダー論者による家族観と違い,伝統的でユダヤ・キリスト教による家族観は,自然本性にルーツを持っており,生殖へと方向づけられている。その具体的な有様や規模は時代と地域によって違っても,社会に先立って,人類学的に普遍的に見られるものである。心理的な成長および人間としての教育を施す(唯一ではないが)もっとも最初でもっとも決定的

事実,各性別の伝統的な役割だけではなく,男女という概念自体を徹底的に打ち壊すことを目標とする過激なジェンダー論は他ならぬ文化的な革命である。見た目だけで判断できず,誰がどの性別かを推定できないのであれば,男女の交わりにおいてユダヤ・キリスト教的な価値観だけではなく様々な文化において共同の生活が混乱に陥らざるを得ないのである。自分が家族に相応しくないと思う人に結婚を強いることはできないが,逆に自分が良いと思う家族観を全体に強いることもできない。

そのため、家族の擁護が本文書の一つの具体的な目的であると言える。男女の交わりに基づく家族の本質と構造もそうであるが、家族が何を為すべきか、すなわち親の権利をも改めて強調しなければならない。というのは、非常に敏感であり、価値観と関係があり、時間を要する性教育に関して、親は第一に自分の子供の情緒性を形成する権利を有し、それから、子供はできるだけ両親のある環境で育つ権利を持つ、ということが提唱されている。47 そのほかに、各家族には他の基本的な権利48(つまり、思想の自由、良心の自由、信教の自由)も保証されなければならない。その教える権利を家族は二次的に学校に委任し、学校はその親の義務を置き換えるのではなく、支えるべきだとも強調されている。最終的には、社会全体も子供の成長に多かれ少なかれ影響を及ぼし、責任

_

な場と考えられる。実の子であろうと養子であろうと、両性別の親を持つことは子供のセクシュアルな成熟にとっても大きな意味を持っている。したがって、家族のように機能するものは他にあっても、本質的な家族であるのはちょうど 2 人の大人の男女 1 組であり、しかも、その愛情は必要な条件ではあるが、十分な条件ではない。

^{47 37-38} 条を参照。

^{**} 信教の自由に関しては『世界人権宣言』の 18 条,親の教育の自由に関しては同宣言の 26 条を参照。また,子供が国家の持ち物でも,国家の教化の対象に過ぎないものでもない点に関して,教皇ピオ 11 世の回勅 *Divini Illius Magistri* (1929) は既にそれに触れている(特に 32 条以下)。"The family therefore holds directly from the Creator the mission and hence the right to educate the offspring, a right inalienable because inseparably joined to the strict obligation, a right anterior to any right whatever of civil society and of the State, and therefore inviolable on the part of any power on earth." そこでは、珍しく 1925 年の合衆国の最高裁判所の判決まで引き合いに出されている。"The child is not the mere creature of the State; those who nurture him and direct his destiny have the right coupled with the high duty, to educate him and prepare him for the fulfillment of his obligations."

を担っているが、理想的な場合にはこれら3つの要素の間に一種の教育的同盟 (educational alliance)が存在しているはずだし、また、その同盟の存在が現に望ましい。さらに、特に色々変化が激しい段階と年齢の若者と接する環境で働く教育者には、ジェンダー論について具体的にかつ様々な角度から知り、それに立ち向かうための準備が必要であることが述べられている。しかし、スローガン以外に詳しいジェンダー論の意味と内容を多くの人は知らないことも現実である。何が良いかは一人ひとりの児童生徒によって異なるし、しかも、子供の性別違和に対する最も効果的で正しい対応に関して専門家も賛成し合っていないので、疑問があれば、親と教育者はむしろ何もしない、子供を見守りつつ放置する、慌てて何かをすぐしてあげなければならないと思わず、危険を防止した上で成長の進み具合を見るほうが絶対に望ましい。

なにしろ学校は一方的な考え方やイデオロギーに対して、それがどのようなものであるかにかかわらず、促されてはいけない。49 また、「何でも良い!」や「皆違って皆良い!」という全てのものを同じように扱う相対主義も決して建設的だとも限らない。性の分野に限ることではないが、親をはじめとする教育者の役割とは、子供を受け入れ、受け入れることによって自ずと成長するための安全な環境を提供すると同時に、大きな危険から守りながらも成長するためのチャレンジを与え、なるべき自分になるよう要求することである。これこそ愛なのではないか。同情ではなく、慈しみなのではないか。その尊厳のため、子供が自分のために良いと思っていることでも、他の人が良いと思っていることでもなく、その子供にとって良いことをするべきである。真理は必ずしも心地良いものだとは限らないが、真理なしに癒しと平和が訪れてくることはない。

^{49 54} 条を参照。ここで言う「イデオロギー」は何を意味しているかと言うと、現実の一部を過剰に強調するという「異端」だけではなく、結論が先に決まっている、しかもその正しいと思うことを(金銭的、権力的、論理的な)一方的に力を加えながら広める行為と態勢である。そういう意味では、まさに堕落した宗教に似ている。ある人に言わせると、「国家が贔屓している宗教」である(Andre VAN MOL, "Transgenderism: A Statesponsored Religion?," Public Discourse, 24-1-2018, https://www.thepublicdiscourse.com/2018/01/20547を参照)。

あるいは、真理と事実がもはや何の価値も待たないポストモダンな社会においてのみそれが可能かもしれない。子供の成長を何かしらの前兆に基づいて決めつけるのでも、何にでもなれるという無限の可能性を与えるのでもなく、やがて自分が誰であるかを見つけるための環境を整えることが一大事である。そうでないとむしろ混乱を引き起こし、あるいはすでにあった混乱をただ強めることになりかねない。近年指摘されている脳の neuroplasticity に鑑みると、(医学的・生物学的な根拠なしに)子供の性別を疑うことによって、確かにますます多くの子供がそれに従うことが考えらえる。そういう意味でのジェンダー論はすでにある現象に応えようとするだけではなく、循環的にその現象を条件づけている、自己を成就させる予言だと言っても過言ではない。

当該文書の評価

ジェンダー論を考え、評価しようとする時に、個々人の自由と基本的な尊厳を視野に入れることが一大事であることは言うまでもない。しかし、ジェンダー論がもたらす具体的な結果が様々な側面から疑問を引き起こしている。特に、性別適合手術によって健全な体を造り変えようとするならば、全体性の原則®

⁵⁰ 上記の註 35 も参照。事実,この伝統的な原則を用い,体以上のものである人間の全体性に訴えて性別を変えるための手術を理論的正当化しようとする人もいる。しかし,これには限界がある。なぜなら,本来,病んでいる一部を体全体(あるいは人間全体)の善のために犠牲にすることを(もしかしたら欠けていて足りない本質的な部分を補うこともかもしれない)この原則は意味するからである。それに対し,何の疾患も患っておらず,当人の命を脅かすこともないのに,健康的な性徴を切除することはそれと大きく異なる。皮肉なことに,性同一性障害と呼ばれ,異変と考えられていた時はまだその可能性があったかもしれないにしても,今や性別違和と考えることがあたかも一般的な状態であるかのようになってきており,多様性の中の一形態であるという意識が推し進められているので,なおさら全体性の原則を適用する余地はない。この点について2016年に多くの議論が交わされていた。次の文献を参照されたい。前述のジョーンズの著作に加え,Carol BAYLEY,"Transgender Persons and Catholic Healthcare," Health Care Ethics USA, Winter 2016, Vol. 24, No. 1, 1-5; Becket GREMMELS, "Sex Reassignment Surgery and the Catholic Moral Tradition: Insight from Pope Pius XII on the Principle

から批判されることが可能であり、妥当である。心の葛藤を体への侵襲的な介入によって解決するための正当化の理由はどこにも見つからない。それをするなら、極めて大きな確信が必要であり、性別違和は多くの場合把握されにくいし、年齢とともに変わっていくので、それにすぐ応答することは決して一番無難な道ではない。また、主観的な気持ちだけに基づいて自分が反対の性別であることを主張することによって、その同じ性別を自認する他の人々の自由と権利が脅かされるのではないかと懸念されることもある。それよりも、性の表現が色々あり、いわゆるジェンダーがスペクトル上に存在することには何らかの納得がいったとしても、より最近の解釈に見られる「non-binary であるのはジェンダーではなく、むしろ性別そのものである」という発言となると、これは自然科学そのものとも相容れない。真理を追求している学者や研究者にとってこの点こそ大きな苦労をもたらしている。もしいつかその反論する研究者が少数派になったならば、その尊厳と権利をも同じ勢いで守られるだろうか。それから、ジェンダー論の提案に納得しない、本当の意味での少数派である性別違和の経験者にも耳を傾けるべきなのではないか。

カトリック教会の反応としては、個々人の生き方を最終的に霊的な指導に任せることができるものの、理論として、運動として、イデオロギーとして唱えられるものに対しては、判然とした態度を取る必要がある。現代、カトリックの生命倫理学者の共通する意見をまとめれば、恣意的な無制限の自由の見解に基づいていない限り、性別の変更は究極的な、極めて例外的な解決法で、他の方法がないときに適用される最後の手段(last resort)でなければならないこと、性別違和によって実際多くの人が悩み苦しんでいることが確かであっても、彼

of Totality," Health Care Ethics USA, Winter 2016, Vol. 24, No. 1, 6-10(この 2 人は概ね 正当化を可能だと考えている); E. Christian BRUGGER, "Response to Bayley and Gremmels on Transgender Ethics," Health Care Ethics USA, Summer 2016, Vol. 24, No. 3, 12-17; John F. Brehany, "Pope Pius XII and Justifications for Sex Reassignment Surgery," Health Care Ethics USA, Fall 2016, Vol. 24, No. 4, 18-21(以上の全ての論文は https://www.chausa.org/publications/health-care-ethics-usa にて閲覧可能)。また, Travis Stephens, "The Principle of Totality Does Not Justify Sex Reassignment Surgery," Ethics & Medics, November 2016, Vol. 41, Nr. 11, 1-2 も参照。

ら、彼女らはジェンダー論の提案に解消感や安堵感を覚えることなく、むしろイデオロギーのために利用されることがあること、また、性別違和は多くの場合過渡的な迷いであるがために、未成年に積極的に押し付けられるべきではないことが挙げられる。それから、仕方なく性別適合手術をせずにいられない人の場合、その人は不可逆的に不妊になってしまうことによって、婚姻の秘跡を受けるに相応しくなくなることも理解しなければならない、と生命倫理学者は強調している。51

文書全体のメッセージや影響を評価してみると、まず画期的な発言や厳しく 弾劾する発言を探す人はおそらくがっかりするだろう。むしろ、社会の全ての 細かい問題に口出しすることは教理省の役割でも教育省のそれでもないので、 ここまでの文書が出たこと自体が画期的であるかもしれない。52 全体としてと

⁵¹ カトリックの生命倫理の観点から見たジェンダーの問題については、例えば次のものが参考になる。Maurizio P. FAGGIONI、"L'ideologia del 'gender': Sfida all'antropologia e all'etica cristiana," *Antonianum* XC (2015) 385-401. 彼によれば、ジェンダー論は正しい問いをするが、提供している答えは間違っている。当事者たち自身にも結局のところ害を与えている。また、教育現場との関係で、Nicholas TONTI-FILIPPINI、"Sex Reassignment and Catholic Schools," *The National Catholic Bioethics Quarterly*, Volume 12, Issue 1, Spring 2012, 85-97, https://doi.org/10.5840/ncbq201212176; Walter R. SCHUMM and Duane W. CRAWFORD, "Is Research on Transgender Children What It Seems? Comments on Recent Research on Transgender Children with High Levels of Parental Support," *The Linacre Quarterly* 2020, Vol. 87(1) 9-24, https://doi.org/10.1177/0024363919884799; Gerard V. BRADLEY, "Catholic Schools and Transgender Students," *Public Discourse*, 9 February 2021, https://www.thepublicdiscourse.com/2021/02/73853 も参照。

⁵² また、教皇庁が発布したもっとも最近の文章は 2020 年 3 月 23 日に紹介された新福音化推進評議会による『新しい「カテケーシス指針」』である。373 条以下で生命倫理に関する幾つかの問題を扱っている。遺伝子工学などの科学技術による様々な「本性を変える試み」と並べて、377 条においてジェンダー論の一部が批判されている。"L'identità di genere, secondo tale posizione, non è più un dato originario che l'uomo deve accogliere e riempire di senso, bensì una costruzione sociale che si decide autonomamente, svincolata totalmente dal sesso biologico. L'uomo nega la propria natura e decide che è lui stesso a crearsela. Invece, secondo il racconto biblico della creazione, l'uomo è stato creato da Dio come maschio e come femmina. La Chiesa è ben consapevole della complessità delle situazioni personali vissute, a volte, in modo conflittuale. Essa non giudica le persone, ma invita ad accompagnarle sempre e in qualsiasi situazione. È però consapevole che, in una prospettiva di fede, la sessualità

ても思慮深く賢明な表現を使おうとしている印象が受けられる。それに対して 不満を持ち批判する人は3つのカテゴリーに分かれるだろう。

- 1) 表現は曖昧で、柔らか過ぎると主張する人:確かにメディアや活動家が持っている勢いに比べれば、ここで紹介されるメッセージはそれに断然負けてしまう
- → イデオロギー全体を論駁するのがこの文書の目的ではなかったので、傾聴し話し合う親切な態度で良かったが、出された時期は少し遅いかもしれない。
- 2) 対話とは言いながら、生まれつきの性別と異なるジェンダーを持つ人の言い分を教会は結局受け入れないと訴える人53:この悩みを持った人々がただ悩みを聞いてもらうだけで全て解決するわけではないのは間違いない
- → 受け入れられる主張と受け入れられない主張がある;例えば性別表現のために誰でも教会,学校,病院などから追い出されることはあってはいけないが,しかし,それぞれの主体が定める価値観に沿わない行動を断ることは可能である(本文書はあくまでもカトリックの教育機関について語っているので!)。
- 3) 信仰とは関係がないので教会が関わる問題ではないと論じる人:公立の学校では誰がどんなトイレを使っているかはその設立母体と利用者の間の問題である
 - → 政治や学問まで浸透してくると、もはやジェンダー論に個人個人立ち向

nonèsolo un dato fisico, maè una realtà personale, un valore affidato alla responsabilità della persona." そこでは、やはり、創世記の基礎的な定理に基づき、性別とジェンダーの乖離が否定され、人格を性別とその表現に還元できないことが訴えられ、難しい状況に生きている人の存在が認められて、その人々に対して裁きではなく同伴する姿勢の重要性が強調されている。

⁵³ この無条件の受け入れを体現しているのはアメリカ人のイエズス会氏の James MARTIN である ("Listen to the L.G.B.T. person: a response to the Vatican's gender theory document," *America*, 11 June 2019, https://www.americamagazine.org/faith/2019/06/11/listen-lgbt-person-response-vaticans-gender-theory-document を参照)。当然、当該の文書を批判的に見ている。間違いなく、トランスジェンダーの人も誰でも何らかの居場所を必要とし、自分に相応しい同伴をしてもらうべきである。しかし、彼の歓迎と慰めの姿勢は果たして効果的であり、建設的であろうか。安い、甘い麻酔なのではないだろうか。

かうことはできない、その人々が犠牲者にならないように代わりに教会が声を上げる権利(と同時に義務)を持っているのは確かであり、具体的な政策を批判し提案するのではなく、あくまでも価値(ひいては哲学、倫理など)の判断をするという役割は否めない。皮肉なことに宗教は非科学的あるいは反科学的としばしば思われがちだったが、この問題に関しては教会が科学の自律を守ろうとする。

具体的な名前に触れることは一切なく、ほとんど以前の公文書からの引用を 縫い合わせているだけで、多くのポイントを暗示させているのは確かである。 分かる人には分かるが、初めてジェンダー論について読んでいる人にはおそら く多くの疑問、あるいは更なる関心を残してしまう。他方で、聖書への言及は 1箇所のみ、あとはなるべく論理的な考察に頼ろうとすることは賞賛に値する。 なぜなら、これは宗教的な信仰の問題ではなく、哲学的・科学的な問題だから である。丁寧で謙遜的な書き方は良いのだが、時として抽象的な記述は、具体 的な提案をし続けているジェンダー論(とそれに基づく活動)と蔓延する世俗 的な性教育に負けずに対抗することができるだろうか。もしかすると、この文 書自体もただ問題提起をしたに過ぎず、具体的な解決案54 はこれからの考察、 または各学校に任せようとしているかもしれない。差し当たって、この問題が 存在することが十分に意識されているかどうかを確認したかったのではないだ ろうか。最終的な答えがない、あるいはいつまでも答えの見つからない問題も あることを認めている。まず、基礎となる原理を掲げることを意図していたと も考えられる。ただし、背景にある現象や具体的な事例を知らない人にとって、 何故にジェンダーと教育の関係がそんなに危ういかがおそらくしっくりこない

⁵⁴ 例えば、プライバシーを守られつつ、使いやすいように single occupancy トイレを増やすことなどがそのような提案の例である。障害者用と言わず、多目的トイレと呼ぶのは、一つの手であろう。しかし、多くの場合、ジェンダー論の活動家はそのようなことを求めてもいないし、このような妥協案に納得しないことも現実である。あるいは、全ての人が性別や性自認と全く関係なく使える設備を要求するなら、それには少なくともある種の論理的な一貫性や公平性が見られるが、自分と異なると見受けられる性別の人と一緒にそれを使いたくない人の気持ちを考慮しなければならない。

だろう。55 最後に、少なくとも英語訳のことだけだが、文章には残念ながら数多くの誤りがあり、編集状態にはやや不十分なところがあることも指摘しておこう。

結論

以上のことから、性自認に悩むという現象とジェンダー論が現実であるとい うこと、また様々な動機でややもすると推奨されがちなジェンダー論は唯一の 解決策でもなければ、実際の性的少数派と呼ばれる弱者の問題を全て奇跡的に 解決する方法でもないということが分かった。この問題に関する文献が双方に おいて多岐にわたること、また、このテーマが重要で将来に渡って決定的であ ることを読者に説得することができたことを願っている。特に日本では、それ ぞれのジェンダーのあり方や特徴についてではなく、ジェンダーの概念を批判 し脱構築する新しいタイプのジェンダー論に関する研究や、とりわけキリスト 教の立場から見たその評価と分析をする研究は依然として少ない。研究成果が 出され続けるにつれ、バチカンの(後からの)指示はこれからも続くことは想 像される。今まであった断片的な記述や発言を元に、本論文では性別に関する あらゆる問題、不一致や転換の可能性を全体的に捉えたのではなく、様々な意 味で物の見方や、自分自身のアイデンティティが発達途中にある「子供」のジ ェンダーの問題に焦点を当てた。無視することも過剰な注意することも、どち らも極端で望ましくない態度であることを文献から読み取り、主張した。生得 的な性別と異なる様子を示す子供のジェンダーを肯定的に認識し、それへの転 換を肯定的にさせてあげたい多くの親の悩みと善意は確かなものではあるが,

⁵⁵ 例えば、とある先進国のように、個人の自律を強調するあまりに、子供のジェンダー・アイデンティティが家庭環境で十分に尊重されていないと思われれば、学校側が親への連絡なしに、学校にいる間に子供を自分の好みに合わせて別のジェンダーとして扱うことも許可され、推進されている。また、遠足などの際、親の承諾なしに、どのジェンダーのどの子供を誰と一緒に同じ部屋に泊まらせるかも学校が決め、生まれつきの男性で女性だと確信している子供が生まれつき女性である子供と一緒に泊まることを家族が知ることも、拒否することもできないという傾向も見られる。

必ずしも全ての場合においてその子供にとって最善策ではない。専門家が合意を得られないなら、一般人の親や教育者は尚更このジェンダー論が何を意味しているかを勘違いしていることが稀ではないだろう。56 したがって、ジェンダー論の批判は主に3つの側面から行うことができる。すなわち、(1) 医療倫理的評価および健康への影響——未成年の自律性の尊重や、思春期を遅らせ、回避させる問題——, (2) 不必要性および不足している効果——減少しない自殺率、同等の効果を持つ非侵襲的な方法の可能性(心理療法)——, (3) 政治的な権力による推進および抑圧・強制——医師や研究者の迫害——なのである。このような疑問が多く残っているような場合に、特に慎重に進み、より無難な道を選ぶべきであろう。

結論として、まず、感情に流されることなく、医学といい心理学といい、今後更なる研究が必要であることは明らかである。それから、LGBTIQ+などと同じ旗の元で集まるのは良いけれども、生殖器の疾患、遺伝子の異変、性自認、ましてや性的指向など、やはり、分けて考える必要がある。その原因も帰結もそれぞれ異なるからである。しかも、その研究を何よりもイデオロギーから解放した上で、各々が自由にできる環境を与えられることが第一の前提である。生物学的な条件に基づいて人々を決められたカテゴリーに当てはめて、それに合わない人を差別したり強制したりすることと、各個人に好き勝手なことをやらせ、感じているがままに何でもさせてあげることと、この2つの選択肢しかないわけではない。学校や会社など、皆のための居場所を作ることが大事だが、各個人に合わせて仕組みや制度全体をその都度変えることは必要ないし、望ましくない。なにしろ、すぐ受け止められない現実は世界や人生に多々あるので、受け入れられないものを全て否定し、排除し、作り変えようとするのではなく、少しでも受け入れられ平和を見出すよう前進することがより思慮深い行為である。確かに、一枚岩ではなく、多少たりとも形作られ得る自分の本性を変えて

⁵⁶ 事実,多くの人はジェンダー論をただ性教育であるとか,女性の社会進出促進や男性と同様の平等の強調とか,人種差別と同じように何人も不公平な扱いを受けてはならないという権利理論であり,なんとなく気持ち的に良いものだとだけ想像している。

いくためには、やはり、何か確固たる土台がないと、つかみどころがないのである。自然本性もそのようなものではなかろうか。自分に対する見方の変化は決して18歳で終わるわけではないことも多いので、一生の流れを変えてしまう決断をなるべく先延ばしした方が明らかに無難な道である。子供は社会学者や精神医学者や政治家の実験台だけにはなってはならない。型を破ることができるとか、あるいは破るべきかどうかは後に回すとして、まずは型にはまらないとできない。もちろん、余計なプレッシャーや暴力はいかなる状況においても避けるべきだが、全ての期待を放棄することはむしろ逆効果的である。伝統的な原則「変えられないことを受け入れる力と、変えられることを変える力とそれらを区別する知恵もみな必要である」を思い出し、その後半だけではなく前半も大事であることも改めて強調しておきたい。ジェンダー論の支持者も反論者も、自分の主張で行き過ぎたところまで進む可能性があるが、相対主義の危険は何においてもなお行き過ぎることを恐れるあまりに中途半端な妥協で終わってしまうことである。

最後に、ジェンダー論との対立や、特に大人の性別変更についての議論はこれからも続くに違いない。本来の研究機関においてではなく、裁判所においてであるかもしれない。本論稿でそこまで全部扱うことは限界を超えていたため、今後の課題とすることにする。様々な問題に対するバチカンの考えや評価も時代とともに変わり、あるいは熟することは確かだが、そうだからといって全ての提案が段々受け入れるようになっていくとは限らない。昨今、今日的意義のあるテーマとしてジェンダー論(とその政治的な帰結および教育への影響など)に対するその批判的な態度を貶めて「十字軍」とレッテルを貼られることなどは、建設的な議論や謙遜な真理追求には全く役立たない。57 相手を悪者扱いすることは決してこのような議論の目的ではないのである。そういう意味において本文書のほうが優っている。

⁵⁷ Mary Anne CASE, "Trans Formations in the Vatican's War on 'Gender Ideology'," *Journal Articles*, 9669, 2019, https://chicagounbound.uchicago.edu/journal_articles/9669 がちょうどその良い例である。また,Timothy F. MURPHY, "The Vatican on gender theory and the responsibilities of medicine," *Bioethics* 33 (2019): 981-983, https://doi.org/10.1111/bioe.12669 も参照。

このテーマに関する更なる文献

- ADUBATO, Stephen G. "Understanding the Vatican's Document on Gender Theory and Education." *Homiletic & Pastoral Review*, 28 December 2019, https://www.hprweb.com/2019/12/understanding-the-vaticans-document-on-gender-theory-and-education.
- COLEMAN, Rachel. "The Question of Gender is First and Foremost a Metaphysical Question." *Church Life Journal: A Journal of the McGrath Institute for Church Life,* March 18, 2021, https://churchlifejournal.nd.edu/articles/the-question-of-gender-is-first-and-foremost-a-metaphysical-question.
- DUIGON, Lee. "'Gender-free' Children: The Newest Fad in Public Education." Chalcedon 30 December 2011, https://chalcedon.edu/resources/articles/gender-free-children-the-newest-fad-in-public-education.
- FITZGIBBONS, Richard P. "Transsexual Attractions and Sexual Reassignment Surgery: Risks and Potential Risks." *The Linacre Quarterly* 83, no. 2 (May 2016): 337-350. https://doi.org/10.1080/00243639.2015.1125574a.
- Furton, Edward J. "A Critique of 'Gender Dysphoria' in DSM-5." *Ethics & Medics*, July 2017 Volume 42, Number 7, https://www.ncbcenter.org/emopenaccess/ethics-medics-july-2017.
- HASSON, Mary. "The Trans-Industrial Complex." *Humanum: Issues in Family, Culture & Science*, 2018, Issue 2, https://humanumreview.com/articles/ the-trans-industrial-complex.
- MALONE, William J. (with Colin M. WRIGHT and Julia D. ROBERTSON) "No Child is Born in the Wrong Body... and other thoughts on the concept of gender identity." 4thWaveNow, 19 August 2019, https://4thwavenow.com/2019/08/19/no-child-is-born-in-the-wrong-body-and-other-thoughts-on-the-concept-of-gender-identity.

- MILBANK, John. "Long read: What liberal intellectuals get wrong about transgenderism." *Catholic Herald*, 13 January 2017, https://catholicherald.co.uk/long-read-what-liberal-intellectuals-get-wrong-about-transgenderism.
- NEWTON, William. "Why Aquinas's Metaphysics of Gender Is Fundamentally Correct: A Response to John Finley." *The Linacre Quarterly* 87, no. 2 (May 2020): 198-205. https://doi.org/10.1177/0024363919884795.
- O'LEARY, Dale and Peter Sprigg. "Understanding and Responding to the Transgender Movement." *Issue Analysis IS15F01*, Family Research Council, June 2015, https://downloads.frc.org/EF/EF15F45.pdf.
- PACHOLCZYK, Tadeusz. "Gender transition: Nobody gets hurt?" *Catholic Herald*, 3 May 2019, https://superiorcatholicherald.org/blog/guest-columns/gender-transition-nobody-gets-hurt.
- Treloar, Adrian. "Transgender, from a Medical and a Christian Perspective." Catholic Medical Quarterly Volume 70(4), November 2020, http://www.cmq.org.uk/CMQ/2020/Nov/transgender.html.
- Tudela, Julio, Enrique Burguete and Justo Aznar. "The Vatican Opinion on Gender Theory." *The Linacre Quarterly* 88, no. 1 (February 2021): 37-41. https://doi.org/10.1177/0024363920933111.
- WRIGHT, Colin M. and Emma N. HILTON. "The Dangerous Denial of Sex." *The Wall Street Journal*, Opinion, 13 February 2020, https://www.wsj.com/articles/the-dangerous-denial-of-sex-11581638089.